

風水害に 備えよう



8月から秋ごろにかけては、台風が発生しやすい季節です。特に近年は、台風以外にも「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的な大雨や、平成25年から新たに設定されている「特別警報」に分類されるような重大な災害の起こる恐れがあります。これからの季節を安全に過ごすために、風水害への備えはしっかりとしておきましょう。

地震・防災課 地震・防災係 ☎42・1236

↑危険度が高い

避難指示

人的被害の発生する可能性が著しく高い

- 土砂崩れ・地滑りなどにより、生命・財産に被害が起こることが予想されたとき。
- 河川の堤防の決壊が確定的になったとき。

市民の避難行動

- 直ちに避難所へ避難してください。
- 避難できない場合は、生命を守るための最低限の行動をとってください。



避難勧告

人的被害の発生する可能性が高い

- 過去の災害発生状況などから、人身・土地・建物などに災害の発生する恐れがあるとき。

- 非常持出品を持って、避難開始（避難を強制するものではありません）。



避難準備情報

人的被害の発生する可能性がある

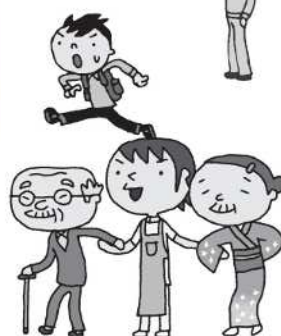
- 人身・土地・建物などに災害の発生が予想される時
- 河川で氾濫などの恐れがあるとき。

- 気象情報などに注意し、いつでも避難ができるように、非常用持ち出し品などの準備をしてください。
- この時点で、高齢者や障害のある人は、自主的に避難所へ避難することが大切です。



避難情報の分類

須崎市から発令する避難情報は、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の3段階に分類されます。それぞれの避難情報の内容を正しく理解し、発令時には適切な行動をとってください。



須崎市の避難情報

台風などで風水害が発生しそうなときには、テレビ・ラジオ・インターネットなどで気象情報を確認することが大切です。また、人的被害の発生が予想される場合には、須崎市からも各種の避難情報を発令します。避難情報にはより一層注意し、適切な対応をとる必要があります。

気象庁からは、「注意報」「警報」「特別警報」が発表されます。特別警報が出た場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。ただちに命を守る行動をとる必要があります。